審議案件に関する概要

令和5年5月25日第1部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)
届出日	令和4年10月14日
担当部署	石狩振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
生活協同組合コープさっぽろ	札幌市西区発寒11条5丁目10番1号
代表理事 大見 英明	
大谷木材産業株式会社	北広島市中央3丁目1番地3
代表取締役 大谷 惠一	

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地		(仮称) 北広島市中央3丁目複合商業施設			
		北広島市中央3丁目2一4 ほか			
(2)小売業者名、作	代表者名及び住所	生活協同組合コープさっぽろ 代表理事 大見英明			
		札幌市西区発寒 11 条 5 丁目 10 番 1 号			
		株式会社ラウディ 代表取締役 田中 孝拓			
		札幌市白石区南郷通19丁目南1-1			
		株式会社竹村商店 代表取締役 竹山 画二			
		北広島市中央3丁目1番地3			
(3)新設日		令和5年6月15日			
(4)店舗面積の合詞	 	5, 452 m²			
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	261 台			
	駐輪場の収容台数	25 台			
	荷さばき施設の面積	148 m²			
廃棄物保管施設の容量		31 m ³			
(6)施設の 開店時間・閉店時間		午前7時00分~翌午前0時00分			
運営方法 駐車場の利用時間帯		午前6時30分~翌午前0時30分			
	駐車場の出入口数	出入口 5 箇所			
	荷さばき時間帯	午前6時00分~午後10時00分			

3. 審查事項

(1)駐車場整備	指針必要駐車台数の整備 必要駐車台数 261 台 ≦ 261 台		
等への配慮	従業員駐車場等の整備	11 台	
	駐輪場(自動二輪車を	0F 4	
	含む)の整備	25 台	
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式、オペレーター無	
	搬入車両等の誘導	・荷さばき施設 A は処理能力6台/時に対し2台の	

				ナバキ協型 D	・ひとおいてど	 は、処理能力 3
						か、十分な規模
			と考えま		() ((a) a) 1 c a	ノ、 / / / なが代
			_ , , , , ,	, 0	いように時間	引の配分に配慮
			します。		V &) (CH) [H	1、2日口771(一日口1/四/
				かどの実施に	より搬入同数	女の削減に配慮
			します。	G C 17 JC/2010	· O() [/](/ (iii //)	(-> 111h>(- 口口)(C/
	歩行者の安全	 ·対策		<u> </u>	<u> </u>	 Z置に設けドラ
		. 4214				転車の安全確
			保に配慮		, , , , , , , ,	
			・出口には	出庫車両に対	する一旦停止	この路面表示及
			び看板、	歩行者に対す	る注意を促す	-注意喚起看板
			を設置し	て、歩行者や	自転車の安全	全確保に配慮し
			ます。			
			・店舗社員	や取引先業者	一及び搬出入業	美者とともに、
			店舗周辺	や駐車場内は	こおける低速	度走行や歩行
			者及び来	客に対する気	安全確保の徹	底に取り組み
			ます。			
	交通整理員の	配置	開店時及び	売り出し等で	で混雑が予想	される日に配
			置し円滑な	交通誘導と安	全対策に努め	ります。なお、
			配置場所に	ついては、時	間帯、混雑り	だ況に応じて臨
			機に対応し	ます。		
	除排雪による	堆積方法	除排雪業者	と契約し、除	排雪を同時に	<u></u> 二行い、来客駐
			車台数確保	に努めます。	また、公道に	堆積した雪で、
			出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が			
			発生した場	合は、その排	雪にも努める	きす。
(2)騒音発生	昼間の等価騒	音いずの	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
への配慮	予測結果		1	6 O dB	4 6 dB	0
			2	6 O dB	4 6 dB	0
			3	6 O dB	4 5 dB	\circ
			4	6 O dB	4 2 dB	0
			5	6 O dB	4 3 dB	0
	夜間の等価騒	音レバルの	予測地点	環境基準値	予測結果	評 価
	予測結果		1	5 O dB	4 O dB	0
			2	5 0 dB	3 9 dB	0
			3	5 0 dB	3 8 dB	0
			4	5 0 dB	3 6 dB	0
			5	5 0 dB	3 7 dB	0
	夜間の音源	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
	毎騒音レベル	a 1	空調機①	5 O dB	5 O dB	0
	•	l	+	1	-	

測結果	a 3	排気①	5 O dB	2 7 dB	0
	a 4	排気②	5 O dB	2 7 dB	0
	a 5	排気③	5 O dB	3 0 dB	0
	a 6	排気④	5 O dB	4 1 dB	0
	a 7	排気⑤	5 O dB	3 3 dB	0
	A 1	排気⑥~⑭	5 O dB	4 0 dB	0
	a 8	排気⑤	5 O dB	4 3 dB	0
	a 9	排気16	5 0 dB	4 3 dB	0
	a 10	排気①	5 0 dB	4 3 dB	0
	a 11	空調機②	5 0 dB	3 3 dB	0
	a 12	空調機③	5 0 dB	3 9 dB	0
	c 1	自動車走行音	5 0 dB	4 4 dB	0
	c 2	自動車走行音	5 0 dB	4 3 dB	0
	с 3	自動車走行音	5 0 dB	4 4 dB	0
	c 4	自動車走行音	5 0 dB	4 1 dB	0
	d 1	ドア開閉音	5 0 dB	4 5 dB	0
	d 2	ドア開閉音	5 0 dB	4 6 dB	0
	d 3	ドア開閉音	5 0 dB	4 6 dB	0
	d 4	ドア開閉音	5 0 dB	4 0 dB	0
	評価○は、	敷地境界内で	で規制基準を起		主民壁際では規
	制基準を満た	とします。			
騒音問題の一般的対策		• 店舗職員	や取引先業者	に対して、店	話周辺及び駐
		車場内走	行時の安全砲	権認や低速走	行及びアイド
		リング防	止等を行うよ	う指導いたし	します。
		・来客者へ	アイドリング	停止の呼びか	いけをする看板
		を駐車場	内に設置し、	騒音の軽減に	こ配慮します。
		・豪雪時な	ど安全が優先	される以外の	通常の除排雪
		作業は夜	間(午後 10	時から午前6	時まで) は行
		いません。	0		

	荷さばき作業等の対策	・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減
		少させ、騒音の軽減に配慮します。
		・搬入業者にアイドリング停止を徹底させます。
	付帯設備・施設等の対策	室外機は低騒音型の機種を選び、騒音の軽減に配
		慮します。
	青少年等の蝟集等の対策	営業終了後、駐車場の全ての出入口をチェーン等
		で閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講
		じます。
	その他の対応方策	・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、
		 かかる問題について適正な対応策を講じていき
		ます。
		・住民から苦情が発生した場合は、小売店舗の責
		任者が迅速に対応を図ります。
(3)廃棄物等	指針容量の整備	指針容量 25.343 m³ ≦ 設置容量 30.750 m³
への配慮	保管場所の位置、構造等	廃棄物保管施設は屋内密閉型で、廃棄物が飛散す
		ることはありません。
	運搬・処理対策	・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業
		の迅速化を図ります。
		・法や条例に基づき適切に処理を行うよう契約
		時に指示します。
		・設置容量は、指針による容量を充分上回ってお
		り不足することはありません。
	減量化、リサイクル等	古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイク
		ルを徹底します。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・生ごみ庫には冷蔵設備を施し、毎日回収を実施
		し悪臭の軽減に配慮します。
		・厨房の排気ダクトは住宅より離れた位置に設
		置します。
	その他の対応方策	生活環境問題を発生させるおそれがある場合、小
		売店舗の責任者が適正な対応策を講じていきま
		す。
	i .	1

(4)街並み	みづくり等への配慮	・屋外照明や広告塔照明は、その光により地域の住民等に悪影
		響を与える「光害」を生じることがないよう、照明は駐車場敷
		地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了
		後に消灯し周辺への影響に配慮します。
		・当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場
		合、その取組みを阻害することのないよう調和を図ります。
(5) 防災対	対策への配慮	地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一
		部使用或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の
		要請があった場合、必要な協力を行います。
(6) 防犯対	対策への配慮	・閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図
		ります。
		・自治会の防犯活動などへの適切な協力に配慮します。
		・所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の
		対応等を行います。
(7)関係行	- - - - - - - - - - - - - -	
	公安委員会 (警察)	北海道札幌方面厚別警察署交通第一課、道警察本部交通規制課
		からの助言事項は対応済み。
	地元市町村	・北広島市経済部商工業振興課において、計画概要を説明し対
		応済み。
		・北広島市企画財政部都市計画課より指摘事項があり、対応済
		み。
		・北広島市市民環境部市民課より、周辺環境における指摘事項
		があり、対応済み。
		・北広島市建設部土木事務所に切り下げについて協議、申請を
		行い、協議済み。
		・北広島市教育部教育支援課において計画概要を説明し対応済
		み
	道路管理者	・空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所に、道道江別恵庭
		線、栗山北広島線について協議を行い、既存の切り下げを利
		用する旨説明し、了承済み。
	その他関係機関	

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	今後、周辺地域の交通環境への変化が予想されるため、周辺交差点への
	負荷が減るよう来客者に適切な誘導を行い、周辺住民への交通環境維持
	や歩行者等の安全確保に配慮するようお願いいたします。
(2)住民等の意見	意見なし

5. 道(石狩振興局連絡調整会議)の意見

意見を述べる必要がないものと考える。

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。

答申文【(仮称) 北広島市中央3丁目複合商業施設】

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類(以下「届出書等」という。)では、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、夜間の音源毎の騒音レベルの最大値予測については、予測地点a3、a4等11地点において、「騒音規制法における夜間の規制基準値」を超える予測となっている。

しかしながら、当該予測地点直近の住居壁際では基準値を下回る予測値を示していることから、周辺地域における生活環境への影響はほとんどないものと認められる。

また、それ以外の事項については、大規模小売店舗立地法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。 北広島市からは、駐車需要の充足等交通に係る事項について意見が出されたが、交通事故防止の看板の設置や交通整理員を配置する等充分な対応をするとしており、配慮が認められるものである。 なお、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、法第4条の指針を勘案し検討を行った結果、届出等に記載された計画については、 適正な配慮がなされているものと認め、上記のとおり答申するものである。